

平成 7年 7月21日 作成  
平成23年 6月30日 改訂

# 有限会社 オー・アイ・ディー 定款

## 第1章 総 則

### 第1条 【商 号】

当会社は、有限会社 オー・アイ・ディーと称する。

### 第2条 【目 的】

当会社は、次の各業務を営むことを目的とする。

1. 損害保険代理業
2. 生命保険の募集に関する業務
3. 印刷及び出版
4. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
5. 医学に関する研修会・講演会の企画・立案及び運営
6. 旅行斡旋業
7. 医療機器の販売及び斡旋
8. 前各号に付帯する一切の業務

### 第3条 【本店の所在地】

当会社の本店は、東京都文京区に置く。

### 第4条 【資本の総額】

当会社の資本の総額は、金300万円とする。

## 第2章 社員及び出資

### 第5条 【出資1口の金額】

当会社の出資1口の金額は、金5万円とする。

### 第6条 【社員の指名、住所及び出資口数】

社員の氏名及び住所並びに出資口数は、次のとおりである。

東京都文京区湯島1丁目5番34号 お茶の水医学会館内

一般社団法人東京医科歯科大学医科同窓会

理事長 林 洋

### 第3章　　社員総会

#### 第7条【社員総会】

当会社は、毎年6月に定時社員総会を開き、必要があるときは隨時臨時社員総会を開くものとする。

- 2 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合のほか、すべて取締役がこれを行なうものとする。

#### 第8条【開催地】

総会は、本店の所在地又はこれに隣接する地に召集するものとする。

#### 第9条【決議の方法】

社員総会の決議は、法令に定める場合を除き、総社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

#### 第10条【議長】

社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故があるときには、出席社員中から選任された者がこれに代わる。

### 第4章　　役　　員

#### 第11条【取締役】

当会社には、取締役5名以内を置く。

#### 第12条【代表取締役及び社長】

当会社に取締役が2名以上あるときは代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- 2 取締役が1名のときはその者を社長とし、2名以上のときは代表取締役を社長とする。

#### 第13条【名誉会長】

当会社には名誉会長1名を置き、代表取締役が指名する。

## 第5章 計 算

### 第14条 【営業年度】

当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### 第15条 本定款に規則なき事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。

上記の定款は有限会社オーナー・アイ・ディーの組織の変更に伴い、定款を改訂したものであって、本定款は、組織変更が効力を生じたときから、これを施行する。